

2004 年 10 月新潟県中越地震等の災害に関連した特別措置のお知らせ

先頃の新潟県中越地震・台風 23 号等で災害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

日本天文学会では、この度被災された会員の方々のご窮状をふまえ、理事会で検討した結果、以下の措置を取らせて戴くことに致しました。

「日本天文学会に届け出の住居または勤務地が災害救助法適用地域に該当する会員のうち、希望する方」は 2005 年度会費を免除することとし、会費をご納入戴かなくても、2005 年度一年間は会員としてお取り扱い致します。

被災によりこの措置の適用を希望される方は、天文学会事務所までお申し出下さい。郵送・電話・ファックス・E-mail の別を問いません。また、特に締め切りは設けませんが、出来れば早めの手続きをお願い致します。ご参考までに、新潟県中越地震と台風 23 号による災害救助法適用地域の一覧を掲げます。2004 年中に、他の災害により災害救助法の適用を受けた地域で被災された会員の方々も、今回の措置の適用をご希望の場合には是非お申し出下さい。また、今後不幸にして会員が被災された場合には同様の措置を取りますので、この機会にご銘記下さい。

2004 年 10 月 28 日

日本天文学会理事長 松田卓也

● 平成 16 年 10 月 23 日からの新潟県中越地方を中心とする地震による被害地

(新潟県) 小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市、南魚沼郡六日町、中魚沼郡中里村、東頸城郡安塚町、見附市、柏崎市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、三島郡与板町、三島郡和島村、三島郡出雲崎町、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町、北魚沼郡堀之内町、北魚沼郡小出町、北魚沼郡湯之谷村、北魚沼郡広神村、南魚沼郡塩沢町、南魚沼郡大和町、中魚沼郡川西町、刈羽郡小国町、刈羽郡西山町、北魚沼郡守門村、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村、北魚沼郡入広瀬村

● 平成 16 年 10 月 20 日からの台風 23 号による被害地域

(宮崎県) 東臼杵郡北川町

(徳島県) 鳴門市、徳島市、小松島市、吉野川市、綾歌郡綾上町、綾歌郡陵南町、綾歌郡飯山町

(香川県) 高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、綾歌郡国分寺町、木田郡郡三木町、

(兵庫県) 洲本市、西脇市、城崎郡城崎町、城崎郡日高町、出石郡出石町、三原郡西淡町、養父市、多可郡黒田庄町、氷上郡氷上町、津名郡津名町、三原郡三原町、津名郡一宮町、津名郡五色町、朝来郡和田山町、豊岡市、出石郡但東町、小野市

(岐阜県) 高山市

(京都府) 舞鶴市、宮津市、加佐郡大江町、与謝郡井根町、与謝郡加悦町、京丹後市

社団法人 日本天文学会

181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内

TEL:0422-31-1359 FAX:0422-31-5487

E-mail: jimu@asi.or.jp

URL: <http://www.asi.or.jp/>